

データ駆動型経済、未来投資分野の論点

平成 28 年 3 月 31 日

産業競争力会議実行実現点検会合

データ駆動型経済、未来投資 主査 小林 喜光

1. IT・データ利活用

① シェアリングエコノミー

- IT の革新的発展を基盤とするシェアリングエコノミーサービスについては、既存産業の「型」に当てはめることからではなく、
- ・人口減少や環境制約、人間関係の孤独化などに直面する日本社会にとって、個々人が持つ遊休資産や時間、能力、技術等、様々なリソースを活用・共有し、起業家（プラットフォーム）とサービス等提供者（サービサー）が新たな社会的・経済的価値とサービスの創出、イノベーションを引き起こす可能性
 - ・サービサーにとって、新たな所得源の獲得機会の創出や、自らの潜在能力の開花をもたらす可能性
 - ・サービス利用者にとって、多様な選択肢の出現・提供による生活の質・利便性向上をもたらす点
- など、大きな可能性を秘めた新たな経済活動として、如何に健全に育成していくべきかという観点から議論を実施すべきである。
- シェアリングエコノミーに分類され、提供されるサービスは、何も新しいものとは限らない。IT を媒介として、開かれた環境の下、プラットフォームにおいて多くのサービス提供者と利用者が個々の取引・契約を実施するわけだが、これは見方を変えれば、これまで「共助」や「共生」が文化・慣習的に根付いている我が国に存在してきた、私人間の物品・サービス取引が IT によりつながり、表面化したものと捉えることも可能である。
- 従って、インターネット特有の匿名性や情報の非対称性、また、それらがもたらす外部不経済などの問題解決に当たっては、まずは民—民間のルール整備や、サービサー・利用者同士の評価（レーティング）、万—の損害発生に備えた保険など、既存の仕組みの活用で対処することが基本である。

- その上で、個別業法との関係における既存事業者とのイコールフットィングや税制上の課題、アウトサイダー、国外居住者といった捕捉が困難な者への対応、更には、空き時間のシェアなどにおいて、労働者の権利保護や違法労働を防止するため、雇用契約における兼業禁止との関係、派遣業法との関係などについて適用関係を整理するなど、法制上の措置を含め、必要に応じた規制を行うべきである。
- シェアリングエコノミーが、民間の実態が行政を上回るスピードで急速に変化・普及している現実を踏まえれば、今後、迅速な対応が急務である。また、こうしたルール整備等に当たっては、諸外国・地域の先行事例等も踏まえつつ、分野ごとにプラットフォームやサービサー、利用者が認識・果たすべき責務などについて、官民協働の下、我が国の実情に即したものとなるよう検討を進めるべきである。

② IT原則への転換

- 我が国産業の国際競争力・生産性向上の観点から、ITの利便性を活かした必要な行政・民間手続のワンストップ化による一覽性の確保が有効である。そのため、手続の集約化と並行して、IT化の実効性の確保を進めるべきである。内閣官房IT総合戦略室が実施している、いわゆる「法定手続きの法令上の電子化の可否に関する悉皆調査」（以下「調査」）等の結果を踏まえ、個別法で対面・書面原則が規定されている手続の原則IT化に必要な法令改正等について、作業計画を策定し、順次進めるべきである。その際、実効的なIT原則の確立の観点からは、我が国における起業や対日直接投資の円滑化に資することなど、民間投資の喚起、経済波及効果等を考慮し、優先的に取り組むべきである。
- 昨年の「調査」では、地方—民間の手続のIT化が特に遅れていることが明らかとなった。一方、国と地方のIT化進展速度のズレは、かえって利用者に余計な負担をもたらす恐れが大きいだけに、国・地方の足並みを揃えた取組みが不可欠である。各地方自治体の努力を後押しし、国民の利便性向上や地域におけるビジネス創出を図る観点から、関係省庁が一体となって自治体のIT化に向け

た取組を促すべきである。その際、各自治体が個別に情報システム構築を図ることはコスト面等の観点から問題が多いことから、業務や手続の共通化・標準化をより一層強力に進めつつ、共通の基盤として利用が進んでいる「自治体クラウド」等の更なる活用拡大を促すための措置を一層強化する必要がある。

また、国際競争力強化の観点からは、都道府県・市区町村に加え、農業委員会・教育委員会等の行政委員会などについても、並行して業務改善と IT 化を進める必要があるのではないか。

- また、起業、対日直接投資、子育てや引っ越し等、事業や生活の場面ごとに必要な手続きを一覧でき、IT を利用しワンストップで対応できる仕組みを構築することが重要である。その観点から、児童手当・保育等の子育てに関する手続について、今年1月からスタートしたマイナンバー制度を活用し、ワンストップで提供する方向で検討が進んでいることは有益である。こうした取組は、子育てに限らず、主要なライフイベント毎に、ワンストップ化の実現を目指すべきである（例として、引っ越し、婚姻、離職・退職など）。その際、新たなサービス対象となる手続の範囲に関しては、利用実績・ニーズ等をもとに、過去の IT 化の取組における問題点・反省点をふまえ、国民目線で議論していくべき。

2. IoT 時代に適したサイバーセキュリティ確保と成長産業化

- 今後、到来する第4次産業革命、IoT 時代では、あらゆる“モノ”がインターネットにつながり、大量のデータの流通・利活用が進むことで、国民生活の利便性向上、産業の生産性向上、また、経済成長が期待される。
- 一方、全てのモノがインターネットにつながる IoT 社会が実現し、かつ、AI による機械翻訳により日本語の壁が低くなっていく中において、従来型のサーバーへの攻撃に加え、データを用いた攻撃など、様々な形態によるサイバー攻撃が国民の生命・財産、経済、社会秩序にもたらす悪影響は、従来とは比較にならないほど深刻かつ広範囲に及ぶ可能性が高い。
- サイバー空間の安全確保は、国民生活や企業の円滑な経済活動

を支える、政府が守るべき社会の基盤である。こうした基盤の上に活動する企業にとって、IT を利活用する限り、サイバーセキュリティ対策は「コスト」ではなく、企業価値・評価等を高める「未来への投資」であるという意識への転換を徹底して押し進めるべきである。

- 昨年日本年金機構の事件以降、政府はサイバーセキュリティ戦略の閣議決定、サイバーセキュリティ基本法の改正案の国会提出等を措置した。今後は、戦略等の内容を着実に実施するとともに、下記の事項等に関して取組を進めるべきである。
 - ・ サイバーセキュリティ産業の成長産業化。具体的には、「経営層」の意識改革や実務者人材の雇用確保等による「人材需要の喚起」と、産業を支える人材像の明確化や教育の充実、演習環境の整備、能力の可視化、さらには突出した人材の発掘・育成など産官学連携等による実効性のある「人材供給」を並行して進め、セキュリティ人材の「需要と供給の好循環」を形成する。
 - ・ 重要インフラの対象範囲・情報共有の在り方等についての見直しの実施。具体的には、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の改訂等に向けた検討を進める。
 - ・ あらゆる機器がインターネットを介して接続されることを前提に、機器の製造・管理、ネットワークへの接続、利用等の各場面において必要となるサイバーセキュリティ確保策についての検討を進め、速やかにガイドライン等を取りまとめるなど、官民連携の下、具体的な措置を講じる。

3. フィンテック

- 近年、IoT・ビッグデータ・人工知能といったIT技術の革新を背景に、これまでは考えられなかった、モバイル決済、レンディング、ビットコイン等、新しい金融サービスが行われつつある。こうしたサービスは、所謂、フィンテック（Fin Tech）と呼ばれており、伝統的な金融業以外のITを活用するベンチャー企業が担い手となる中、世界的規模で展開している。
- こうした金融・産業・ITが融合したフィンテックの動きは、技術革新やデータ利活用を通じ、低コストで、良質な金融サービス

を提供するものであり、金融環境を大きく変化させるとともに、新たな資金の流れや新しい市場を創出することが期待される。

- このような変化は、GDP600兆円を目指す我が国にとって、大きなビジネスチャンスであり、世界の後塵を拝することなく、寧ろ、先頭に立って進み、フィンテックそのものを成長産業として育てていくべきである。即ち、フィンテックのもたらす新しいサービスが成長戦略に資するよう、フィンテックを成長戦略に取り込む検討を、関係省庁は、自らの所管分野に拘ることなく、政府一体となって横断的に取組むべきである。
- 他方、我が国においては、安心・安定的な送金システムの維持や決済機能に対する利用者の信頼が求められており、こうした金融機能は経済インフラの一部として不可欠のみならず、国民にとっても貴重な共有財産であり、継続的に提供される必要がある。ましてや、フィンテック関連の金融サービスのセキュリティ確保は当然の前提である。
- 以上のことから、利用者の信頼や取引の安全を確保しつつ、成長戦略に資する金融サービスの高度化に向けて、フィンテックに対する具体的な検討を速やかに進めるべきと考える。

4. 商流データ利活用

- キャッシュレス決済から得られる購入者の日時、性別・年齢、平均単価等の消費データを評価・分析することで、ニーズに応じた商品・サービス提供が可能となり、ECデータも取り込む中で、新規商品開発の他、店舗戦略や価格設定等マーケティングに寄与できる。こうした取組みは、3兆円を上回った2015年の訪日外国人消費額に示されるインバウンド需要を取り込むことにも資するものである。
- このような商流データ利活用は、一般小売業のほか、消費データを蓄積したビッグデータを活用したコンサルティング業や利用履歴を活用した家計簿管理等消費者にも還元可能であることに加え、ビッグデータを統計的に活用することにより、家計調査の精

度向上等消費統計に対する寄与等政策的活用についても期待できる。

- また、地域における政策実施に非常に有効とされる「地域経済分析システム（RESAS）」にビッグデータを連携させることにより、地域経済活性化の鍵となる企業に補助金等の政策的資源を集中的に投入することで、その効果が地域において面的に波及することが期待できる。
- 他方、匿名加工前の破産、廃業等のネガティブ情報がいつまでも残り続けることは各種イノベーションを阻害しかねないので、ビッグデータの健全な利活用推進のため、必要に応じてデータを削除する目配りも必要である。
- これらを踏まえ、引き続きキャッシュレス決済の普及を図り、現在、取り組んでいるクレジットカードのIC化を2020年までに確実に進めるとともに、関係省庁と業界は、決済から得られる消費データを良質なビッグデータにするため、必要なデータ範囲の画定や業界データの統一化・標準化（スタンダード）及び匿名加工処理の在り方といった個人情報保護等について、具体的な検討を速やかに行うべきと考える。
- 先般、「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」報告書が公表され、こうした方向性が示されたことは評価できる。関係省庁は、クレジットカード業界と連携し、2020年のIC化に併せて、これらの実現に向けた具体的アクションを開始されたい。

さらに、クレジットカード決済から得られる商流データ以外の様々なデータ（電子マネー等）についても、関係省庁の間でその利活用を検討してもらいたい。

以上